

令和元年6月14日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03916

研究課題名(和文)「入口支援」における触法知的障害者の福祉的支援に関する実証的研究

研究課題名(英文)Welfare support for persons with intellectual disabilities who committed crimes

研究代表者

京 俊輔 (KYO, SHUNSUKE)

島根大学・学術研究院人間科学系・准教授

研究者番号：60441127

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：2015～2017年度は、入口支援を通じて触法知的障害者の受入を検討した障害福祉サービス事業所に対するインタビュー調査を行った。データは、定性的(質的)研究方法を用いて分析した。「受入を検討する時期」「受入を準備する時期」「受入を開始する時期」に分け、各時期に見られる支援特性を整理するに至った。2018年度は入口支援で解明されなかった元被疑者・被告人のサービス利用開始後に取り組んでいる支援内容とその構造について明らかにした。障害のある利用者に提供している生活支援や就労支援に加えて、元被疑者・被告人である利用者に対して実際に事業所が取り組んでいる支援内容とその構造を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「入口支援」の先行研究では明らかになってこなかった、「入口支援」を通じた障害福祉サービス事業所における起訴された罪を犯した障害者の受入の構造とプロセスを3つの研究を通じて定性的なデータをもとに実証的にかつ体系的に明らかにする。本研究の成果は、「入口支援」に関わる障害福祉サービス事業所に対する研修プログラム等の基礎資料となるものである。

研究成果の概要(英文)：In 2015-2017, we conducted an interview survey on the disabled welfare service facilities, which considered the acceptance of disabled persons who committed crimes. Data were analyzed using a qualitative approach. It is divided into "time to consider acceptance", "time to prepare acceptance", and "time to start acceptance", and the support characteristics found at each time have been organized. In 2018, we clarified the content and structure of the support being taken by the business establishment after the start of the use of the services of former suspects and defendants who had not been clarified by the entrance support. In addition to the life support and employment support provided to users with disabilities, to clarify the support content and the structure that the establishment is actually working for users who are former suspects and defendants.

研究分野：障害者福祉

キーワード：司法福祉 入口支援 障害者 被疑者・被告人 福祉的支援

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

国内の刑事司法は、加害者本人ではなく、加害者の行為（及び罪責）について調書に基づいて判決が下されるシステムである（浜井,2012）。一方で、福祉的な視点で加害者の像が説明されるとき、加害者個人のIQや障害特性だけでなく、生育歴や家庭環境や対人関係、社会資源とのつながり等が記述に加わる。司法福祉はこの点に着目し、加害者に対する福祉的な支援を通じた更生を目指している。すでにわが国では、刑務所にて社会福祉士等を活用した退所後の福祉サービス利用調整を行う相談支援体制の整備や、各都道府県に地域生活定着支援センターが設置される等、ソーシャルワークの視点を導入した出口支援が制度化されてきている。

このような背景のもと、警察や検察という刑事司法の入口段階において「福祉」との連携を模索する動きとして始まったのが入口支援であり、その実施機関として障がい者調査支援委員会等の設置が進められている。この入口支援は対象者が勾留中または起訴中であることから、時間や情報の制約があるなかで支援を検討する必要性を伴う。またそこで検討される更生支援計画は、矯正施設に代えて福祉施設等で支援を受けた場合の被疑者の更生可能性を検討に加える必要があることから、触法障害者の支援を専門としていない障害福祉サービスにつなげていかなければならない。そのため、入口支援では罪を犯した背景となった障がい特性や生育歴等を精査し、福祉による更生支援の可能性はもとより、地域で生活していくために望まれる矯正施設又は退所後の処遇プログラムのあり方を検討することが期待されている。しかしながら入口支援で取り組むソーシャルワークについて、野田（2012）は「特に犯罪そのもののアセスメントと、間接的な（直接対面しない）アセスメントへの違和感」を唱える。これらのことをふまえると、入口支援はソーシャルワーカーとクライアント間で展開するケースワークとは異なる展開過程を有していると考えられる（京,2014）。刑事司法制度上の制約がある中どのようにソーシャルワークを展開していくか、そこで作成された更生支援計画に基づきどのように障害福祉サービス等を利用して地域生活支援を展開していくかが入口支援を定着させていく上で大きな課題となっている。

2. 研究の目的

本研究は、触法知的障害者に対する福祉的支援（入口支援）のあり方を検討するものである。国内では起訴された知的障害者等の福祉的支援を検討する委員会が順次設立されており、司法福祉を中心に実践・研究両面からのアプローチが始まっている。しかしながら、司法と福祉の連携、制限された面会を通じた情報蒐集、ケアマネジメント方法、地域生活支援など課題は多岐に及んでいる。本研究では調査研究等を通じて国内の入口支援の課題整理をソーシャルワークおよび地域生活支援の視点から試みる。

3. 研究の方法

本研究で採用した研究方法は、定性的（質的）研究法である。調査方法は、インタビュー法を採用した。入口支援を通じて触法知的障害者を受け入れた障害福祉サービス事業所で、受入を検討するにあたり中心的な立場にあった職員を対象とした。また、分析テーマに合致した調査協力者を選定するうえで、A県地域生活定着支援センターの協力を得ている。主な質問項目は、「事業所内ではどのような場で検討したのか」「事業所側の受入条件は何か」である。分析方法は定性的（質的）コーディングである（佐藤 2006）。

本学位論文では、逐語記録を分析対象とした。分析では、「カテゴリ、コード、データの一覧表」を作成することで、「理論生成の根拠の提示」「分析プロセスの明示」の要求に応えている（村社 2011；2012；2018）。コアカテゴリーは《 》、カテゴリは【 】で示した。

4. 研究成果

(1) 障害のある被疑者・被告人の受入に向けた障害福祉サービス事業所による受入準備の構造とプロセス

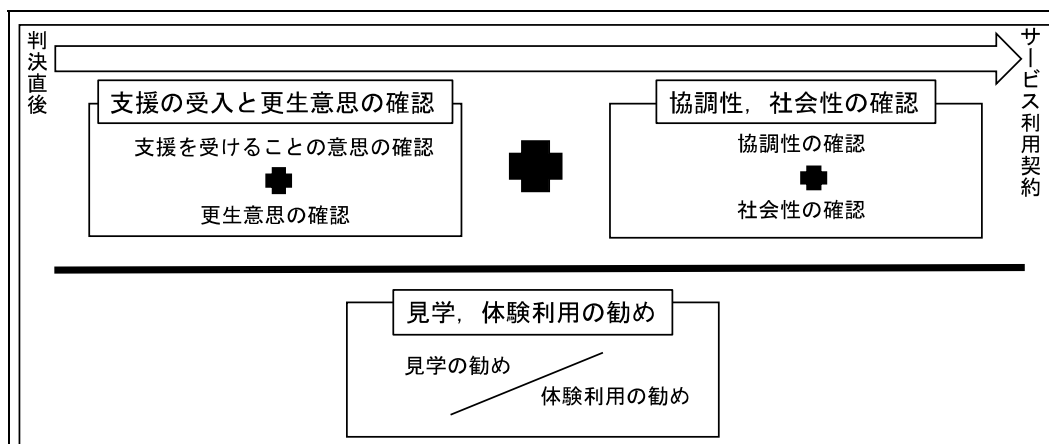
採用した調査方法はインタビュー法である。2016年2月～8月に障害のある被疑者・被告人の受入を検討した障害福祉サービス事業所職員6名に対し実施した。分析の結果、受入準備における支援特性は《体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認》として明らかにされた。また受入準備の構造は《事例の確認とサービスの調整》として明らかにされた。

《体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認》

《体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認》は、障害のある被疑者・被告人を受け入れるための準備として障害福祉サービス事業所が行ってきた支援特性である。

警察署等で勾留されている障害のある被疑者・被告人が障害福祉サービス事業所の概要やサービスの種類などを理解することは容易ではない。また、勾留中は障害福祉サービス事業所とサービス利用契約を結ぶこともできない。そこで、障害福祉サービス事業所は障害のある被疑者・被告人の判決後に、「間髪を入れず」に【見学、体験利用の勧め】に取り組む。その【見学、体験利用の勧め】を通じて、障害のある被疑者・被告人に障害福祉サービス事業所の概要やサービスの種類などの理解を促す一方で、障害福祉サービス事業所側も情報収集を行う。それが【協調性、社会性の確認】と【支援の受入と更生意思の確認】である。かれらが利用する可能性のある障害福祉サービス事業所は、通所系と入所系に分かれるものの、複数の利用者が同じ場所で、同じ時間帯に利用するという面では共通する部分がある。そのため、障害福祉サービ

事業所側は、見学や体験利用を通じて、障害のある被疑者・被告人が「集団生活ができる人」であることや「一定の社会性」を持っていることを確認する。それだけでなく、見学や体験利用の際に行う面談等を通じて、かれらに[支援を受けることの意味の確認]と[更生意思の確認]をする



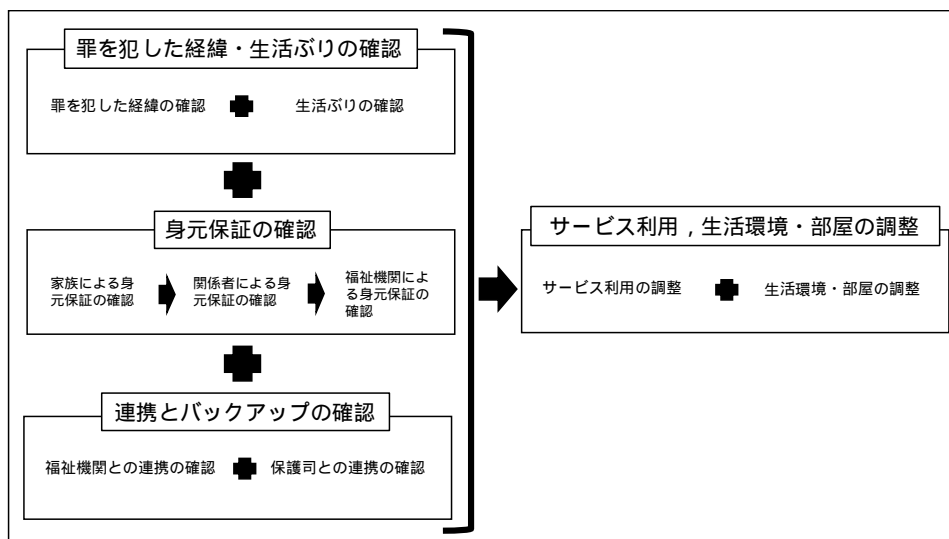
図《体験利用を通しての利用意思と適応能力の確認》の支援特性

《事例の確認とサービスの調整》

《事例の確認とサービスの調整》は、受け入れ決定後に利用契約を結ぶ前段階として、不足する情報を蒐集することを通じて、実際に利用する可能性のあるサービスや生活環境等を調整することである。

この時点では、判決が出る前であることから障害福祉サービス事業所と障害のある被疑者・被告人との間に接点はない。そのため障害福祉サービス事業所の職員は、入口支援に関わってきた地域生活定着支援センター、相談支援事業所、家族等に連絡を取り合い【罪を犯した経緯・生活ぶりの確認】【身元保証の確認】をしている。特に、障害のある被疑者・被告人は家族と疎遠になっているため、職員は[家族による身元保証の確認]にはじまり、[関係者による身元保証の確認][福祉機関による身元保証の確認]と順を追って、身元保証してくれる立場の人を探していることが明らかになった。【罪を犯した経緯・生活ぶりの確認】【身元保証の確認】と並行して、障害福祉サービス事業所では、受入を検討している他の障害福祉サービス事業所や相談機関等との連携や、保護観察付きの判決が出ることが予想される場合は、保護司との連携を含めた【連携とバックアップの確認】を行う。

それらの確認をふまえて、判決後に利用する可能性のあるサービスや入所系施設の場合は部屋の調整を行う【サービス利用、生活環境・部屋の調整】へと展開する。ただし、この時点では障害のある被疑者・被告人とのサービス利用契約には至っていないため、障害福祉サービス事業所側は「実際に利用してもらったあとも調整が必要であれば、部屋替え等」をするという利用後の必要かつ適当な調整という考えを持っている。



図《事例の確認とサービスの調整》の構造

(2) 障害のある元被疑者・被告人のサービス利用開始後における障害福祉サービス事業所による支援内容

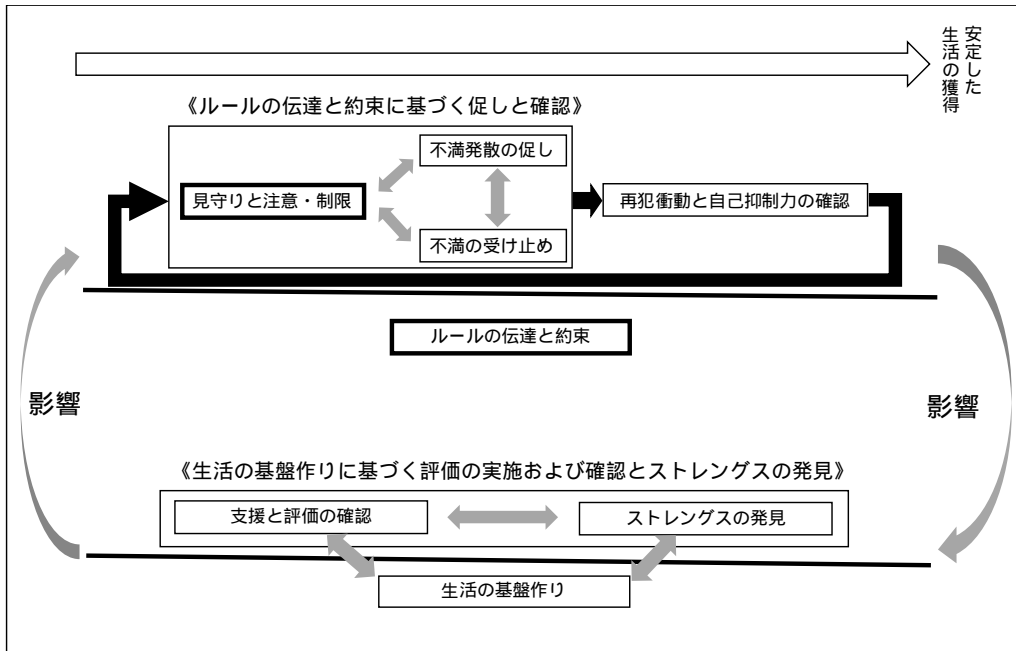
採用した調査方法はインタビュー法である。2016年2月～2017年7月に障害のある被疑者・被告人の受入を検討した障害福祉サービス事業所職員9名に対し実施した。分析の結果、障害のある元被疑者・被告人のサービス利用開始後に事業所が取り組んでいる支援内容とその構造は、「再犯をしないための働きかけ」と「生活の安定化に向けた働きかけ」であることが明らかにされた。「再犯をしないための働きかけ」の具体的な内容は(ルールの伝達と約束に基づく促しと確認)、「生活の安定化に向けた働きかけ」は(生活の基盤作りに基づく評価の実施および確認とストレングスの発見)であった。

(ルールの伝達と約束に基づく促しと確認)とは、障害のある利用者に提供する生活支援や就労支援に加えて、再犯を防止することを意識して事業所で取り組まれている支援内容である。サービス利用開始後において、障害のある元被疑者・被告人である利用者は、事業所の職員から、ルールの伝達と約束を守ることを基盤に、行動の見守りや制限、注意を受けることになる。かれらは、そのことを通じて不満が溜まることも多い。この時期の支援内容とその構造は、そういったかれらの不満表出を適切に促し、その不満を受け止めることを通じて、再犯の衝動と自己抑制力を確認することである。

サービス利用開始後は、職員が利用者となった障害のある元被疑者・被告人とともに生活上のルールを作成し、それを障害のある元被疑者・被告人である利用者へ伝え守ってもらうための(ルールの伝達と約束)を実施している。そこで伝えられたルールを元にして支援が展開する。職員はそのルールに基づき、かれらの行動に対する(見守りと注意・制限)を実施する。この(見守りと注意・制限)を伴う生活は、かれらにとって時には不満などを生み出す要因になる。そこで、職員は日常的な支援場面で障害のある利用者との間で交わされるコミュニケーションやノート交換などを通じて信頼関係を築き、不満を表出することができるような(不満発散の促し)に取り組んでいた。出てきた不満に対しては、(不満の受け止め)をし、必要に応じてアドバイスなどを実施していた。それらのやり取りを通じて、職員は障害のある元被疑者・被告人である利用者の(再犯衝動と自己抑制力の確認)を行い、不適切な行動が見られる場合は、再度(見守りと注意・制限)を行うとともに(不満発散の促し)(不満の受け止め)に取り組むことを通じて、繰り返し(再犯衝動と自己抑制力の確認)を行っていた。

(生活の基盤作りに基づく評価の実施および確認とストレングスの発見)は、サービス利用開始後において、障害のある元被疑者・被告人である利用者に対する生活の基盤づくりに基づく評価の実施や確認およびストレングスを発見することである。事業所では、障害のある元被疑者・被告人である利用者の生活背景を踏まえた上で、働く場の開拓や働くことに対する動機付けを行い、就労による収入だけでなく、障害基礎年金や生活保護の利用などを通じて収入を確保することで生活の安定化を目指す(生活の基盤作り)に取り組んでいた。その生活基盤に基づき支援することを通じて(支援と評価の確認)に取り組んでいた。また職員は、就労支援などを通じて出勤状況や勤務態度を評価する一方で、施設外実習や施設外の職場による評価を確認していた。生活支援の場では、生活態度の評価にも取り組んでいた。もう一つ取り組まれていたのが(ストレングスの発見)である。職員は、支援場面での評価だけでなく、支援を離れた場での障害のある元被疑者・被告人である利用者の好きなことやできることの発見にも取り組んでいた。評価または発見されたかれらの特性がその後の(生活の基盤作り)に活かされ、そのなかでまた新たな(支援と評価の確認)および(ストレングスの発見)がされることで、より安定した生活の獲得へとつなげていた。

(ルールの伝達と約束に基づく促しと確認)と「生活の安定化に向けた働きかけ」の二つの支援内容は、同時に進行しつつ影響し合う関係である。それらを通じて、障害のある元被疑者・被告人である利用者は安定した生活の獲得に向かうことが明らかにされた。



図《ルール伝達と約束に基づく促しと確認》と《生活の基盤作りに基づく評価の実施および確認とストレングスの発見》の関係

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

京俊輔, 村社卓「元被疑者・被告人のサービス利用開始後における障害福祉サービス事業所による支援内容の検討」『司法福祉学研究』第18号(査読付), pp.60-78, 2018年.

京俊輔, 村社卓「障害福祉サービス事業所における被疑者・被告人の受入準備の定性的データ分析」『島根大学社会福祉論集』第6号, pp.17-32. 2017年.

〔学会発表〕(計1件)

「障害福祉サービス事業所における元被疑者・被告人の利用開始後の支援特性に関する定性的データ分析」京俊輔, 村社卓, 日本司法福祉学会第18回全国大会, 國學院大學, 2017年8月.

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：
 番号：
 出願年：
 国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：
 番号：
 取得年：
 国内外の別：

〔その他〕
 ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。